

整備業務委託特記仕様書

第1章 整備業務概要

1 整備業務名称

鳥取県西部犬猫センター増築等工事に係る整備業務

2 履行期限

契約の日から令和9年3月19日まで

3 整備業務概要

本整備業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は次のとおりとする。

(1) 整備施設名称

鳥取県西部犬猫センター

(2) 敷地の場所

米子市皆生温泉三丁目1814番14の一部

(3) 整備業務（増築・改修工事）の概要

自主事業所（既存建築物）を増築し、犬舎及び猫舎の収容施設を設置する。また同事業所の一部を更衣室及び相談室に改修する。

4 適用

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載された特記事項の中で□印の付いたものについては、■印の付いたものを適用する。

5 整備業務と条件

(1) 敷地の条件

ア 敷地面積：1,684.37 m²

イ 都市計画区域、用途地域及び地区の指定等

都市計画区域内（用途地域：商業地域）

防火地域：22条地域

建ぺい率：80%

容積率：400%

ウ 主要建物の棟別の規模、構造

区分	棟名称等	構造・階数	延べ面積（m ² ）	備考
増築	収容施設	木造・平屋建て	42.53 m ²	
改修	自主事業所	木造・平屋建て	32.69 m ²	

第2章 整備業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「整備業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）による。

1 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。

・資格

建築工事業に係る監理技術者資格を有する一級建築士又は1級建築施工管理技士

2 整備業務計画書（共通仕様書第3章5（2））

整備業務着手時に、次の内容を記載した整備業務計画書を作成し、調査職員に提出する。

(1) 整備業務概要

第1章に掲げる整備業務内容

(2) 整備業務工程表

整備業務の進捗管理に必要となる内容について、項目・時期を明示する。なお、本業務に

関連する別途発注の整備業務がある場合又は本業務の一部を再委託する場合は、各者と調整の上、整備業務工程表を作成する。

(3) 管理技術者の経歴等

管理技術者の氏名、役職、保有資格、実務経験年数、過去3年以内の同種又は類似業務の実績

(4) 担当技術者の経歴等

担当技術者の分担業務分野、所属、氏名、保有資格、実務経験年数、過去3年以内の同種又は類似業務の実績

(5) 再委託等

業務の一部を再委託する場合は、協力会社の名称、代表者名、所在地、分担整備業務分野

(6) 分担整備業務

建築工事、電気設備工事及び機械設備工事以外に分担整備業務を追加する場合は、分担整備業務分野、具体的な整備業務内容、追加する理由及び担当技術者の氏名、生年月日、所属、役職、保有資格、実務経験年数、過去3年以内の当該分野における類似整備業務の実績

3 整備業務の内容

(1) 整備業務内容

対象施設に係る次の整備を行う。

■建築

■電気設備

■機械設備（■給排水衛生、■空調換気）

4 整備業務の実施

(1) 一般事項

整備業務は、図面及び適用基準等に基づき行う。

(2) 提出書類

本整備業務の実施に当たっては、別表1の書類を遅滞なく提出すること。

(3) 打合せ及び記録（共通仕様書第3章14（2））

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、調査職員に提出すること。

ア 業務着手時

イ 調査職員又は管理技術者が必要と認めた時

ウ その他

(4) 適用基準等（共通仕様書第3章3（1））

適用基準は関係法令のほか、以下の基準等によるものとし、特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。なお、以下に記載の制定・発行年にかかわらず最新版が存在するものについては、当該最新版を適用する。

ア 共通

(ア) 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版」（以下、「改修標準仕様書」という。）による。ただし、改修標準仕様書に規定されている項目以外は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版」（以下、「標準仕様書」という。）による。

ただし、アスベスト成形板の処理等は、国土交通省官房官庁営繕部制定「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版」（以下「改修標準仕様書」という。）による。

(イ) 受注者は、建築基準法に基づく完了検査（中間検査含む）の検査には、特定行政庁（建築主事等）が求める検査に必要な資料等（報告書等）を用意する。

(ウ) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。

(5) 貸与品等（契約約款第 18 条、共通仕様書第 3 章 11（1））

貸与品名及び数量

■ C A D データ

ア 建築

■建築関係図面一式C A D データ

□※上記の一式データが提供できない場合は、提供できる図面名を列記する

イ 電気設備

■電気設備関係図面一式C A D データ

□※上記の一式データが提供できない場合は、提供できる図面名を列記する

ウ 機械設備

■機械設備関係図面一式C A D データ

□※上記の一式データが提供できない場合は、提供できる図面名を列記する

■ 既存建築物設計図面一式

引渡場所（鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課） 引渡時期（契約後）

返却場所（鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課） 返却時期（契約後）

(6) 保険等（契約約款第 47 条）

受注者は、本業務を行うに際し、次の保険を付さなければならない。

■労働者災害補償保険

■業務上の賠償責任を補償する保険

(7) 業務実績情報の登録について（共通仕様書第 3 章 4（3））

□要

委託金額 500 万円以上の業務については、業務完了検査後 10 日（ただし、土、日曜及び祝日等は除く）以内に、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に「業務カルテ」を登録すること。

■不要

(8) 再生資材の使用について

工事において使用する資材は、再生資材を積極的に使用すること。

(9) 整備業務実施工程表

2（2）整備業務工程表の内容に加え、整備業務に係る各種調査日、関係機関との調整期日、整備業務の方針検討期間、官公署等申請手続きに係る期間等、整備業務の進捗管理に必要となる内容について、項目・時期を明示する。なお、調査職員及び施設管理者等との初回の打ち合わせ日から 14 日以内若しくは調査職員が指示した日のいずれか早い日までに提出すること。

また、整備業務期間を変更した場合若しくは提出された整備業務実施工程表から業務進捗が著しく遅延していると調査職員が判断し、書面により指示した場合は、指示した日から起算して 5 日以内に変更整備業務実施工程表を提出すること。

別表 1 提出書類

【着手時】 契約締結後 1 4 日以内

書類の名称	部数	様式	根拠	備考
管理技術者通知書	2		契約書	
整備業務計画書	2		共仕第 3 章 5	
整備業務工程表	2		契約書	
その他調査職員が指示する書類				

【必要時】

書類の名称	部数	様式	根拠規定	備考
整備業務再委託通知書	2		契約書	
管理技術者変更通知書	2		契約書	
変更整備業務計画書	2		共仕第 3 章 5	
指示、請求、通知、報告、申出、承諾等に係る文書	2		契約書	
整備業務条件確認請求書	2		契約書	
履行期間変更請求書	2		契約書	
成果物の（全部・一部）使用承諾書	1		契約書	
打合せ記録簿	2		共仕第 3 章 1 4	
その他調査職員が指示する書類				

【完了時】

書類の名称	部数	様式	根拠規定	備考
整備業務（指定部分）完了通知書	2		契約書	指定部分がある場合
整備業務完了通知書	2		契約書	業務完了後遅滞なく提出
修補完了通知書	2		契約書	修補する必要があるとき
整備業務成果引渡書	2		契約書	検査合格後遅滞なく提出
縮小版 2 つ折製本	2	A4 判		工事名記入、図面ファイル
CAD データ	一式			保全用
工事記録写真データ	一式			
完成写真データ	一式			外部・内部
その他調査職員が指示する書類				

※ 1 「共仕」とは整備業務委託共通仕様書を示す。

※ 2 いずれの書類も証明、根拠資料等の関連資料を含む。